

府議付議事案書

開催・令和4年3月23日

所管部課	市民部地域振興課	部長	田村 美砂	
件 名	東大和市立老人福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則について			
関係規則	東大和市立老人福祉施設条例	区分	<input type="radio"/> 1 審議事項	2 報告事項
事項 部課 機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>老人福祉センター、向原老人福祉館及び上北台老人福祉館の入浴事業については、令和2年度に実施した業務分析に基づき検討した結果、令和4年3月末に廃止することが決定したため、規定の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容 別表から対象施設名称を削除、第2号様式から第5号様式までの文言整理をする。</p> <p>(2) 施行日 令和4年4月1日とする。</p> <p>(3) 影響及び効果 規定の一部改正を行うことで、事務の適正な運用を図ることができる。</p>				
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和4年1月19日 行政改革推進本部会議において廃止及び縮小する事務事業の決定。事業廃止の決定後、該当施設の館内において、事業終了の掲示物で周知を行う。 文書課において審査済み</p>				
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>清原老人福祉館及び南街老人福祉館については、業務分析の対象事業から外れていたが、同様事業であることから令和4年度中に周知を行った上で廃止手続きを進めて行く。</p>				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>府議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

定例府議の場合は、金曜日の正午までに提出。